

社会福祉法人 かざわ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人かざわ福祉会（以下「法人」という）の定款8条及び第21条の規程に基づき評議員、理事及び監事（以下「役員」という）及びその他理事長が必要と認めた者に対する報酬等並びにその支給について定めるものである。

(報酬を支給する業務の種類)

第2条 報酬を支給する業務は、次の号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会への出席
- (2) 監事の定期的又は臨時の監査
- (3) 行政機関による指導監査の立会い
- (4) 苦情解決業務
- (5) 評議員選任会議
- (6) 役員研修等の研修会及び他の施設の視察
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬)

第3条 前条第1号から第5号に並びに第7号が定める業務の費用は

役職名	報酬額
評議員	5,000円
理事・監事	5,000円
その他理事長が認めた者	5,000円

- 2 前条第6号に定める業務の費用は別に定める旅費規程に基づいて支給する。
- 3 費用弁償は支給しない。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬は毎月1日から起算し、当月末日に締め切り、翌月の25日（支給日が金融機関休業日の場合はその前日）に預金口座に振り込む方法により支払う。

- 2 報酬の支払い額は源泉所得税額を控除した額とする。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

令和元年6月5日より適用